| | |
|---|---|
| 2,5-ジメチル-2,5-ジ-（ターシャリーブチルパーオキシ）ヘキサン<br>（濃度が52質量％を超えるものに限る。） | 2,5-DIMETHYL-2,5-DI-（tert-BUTYLPEROXY）HEXANE<br>（＞52％―100％） |

を

| | |
|---|---|
| 2,5-ジメチル-2,5-ジ-（ターシャリーブチルパーオキシ）ヘキサン<br>（濃度が52質量％を超え90質量％以下のものであって、10質量％以上の希釈剤Ａを含むものに限る。） | 2,5-DIMETHYL-2,5-DI-（tert-BUTYLPEROXY）HEXANE<br>（＞52―90％，Diluent type A ≧ 10％） |

に，

| | |
|---|---|
| ジ-（2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル）ベンゼン<br>（濃度が42質量％を超えるものであって、57質量％以下の固体希釈剤を含むものに限る。） | DI-（2-tert-BUTYLPEROXYISOPROPYL）BENZENE（S）<br>（＞42―100％，Inert solid ≦ 57％） |

を

| | |
|---|---|
| ジ-（ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル）ベンゼン<br>（濃度が42質量％を超えるものであって、57質量％以下の固体希釈剤を含むものに限る。） | DI-（tert-BUTYLPEROXYISOPROPYL）BENZENE（S）<br>（＞42―100％，Inert solid ≦ 57％） |

に

改める。

別表第１備考２⑶(ⅰ)の表中「日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｋ0066」の下に「又はＩＭＤＧコード2.3.4」を，「ＪＩＳ Ｋ 2265―３」の下に「又はＩＭＤＧコード2.3.3.6」を加える。

別表第１備考４の表中ＳＰ３１３，ＳＰ３２２及びＳＰ３２９の項を削る。

別表第１備考５中「内装１個当たり」を「内装容器１個当たり」に，「シュリンク」を「シュリンク包装」に，「この場合には、内装容器としてガラス、陶器、磁器、特定のプラスティックその他の破壊されやすいものは使用してはならない」を「内装容器としてガラス、陶器、磁器、特定のプラスチックその他の破壊されやすいものを使用する場合は、中間容器に収納しなければならない」に改める。

別表第１備考６(1)(ⅰ)Ｐ００１の表中「６ＨＡ１(1)又は６ＨＢ１(1)」を「６ＨＡ１又は６ＨＢ１」に改める。

別表第１備考６(1)(ⅰ)Ｐ００２の表注３中「及び2880」を「、2880、3485、3486及び3487」に改める。

別表第１備考６(1)(ⅰ)Ｐ００３の表注２中「混合包装内に収納して」を「オーバーパックに収納して運送するときには無外装で」に改める。

別表第１備考６(1)(ⅰ)Ｐ１１４(b)の表注２中「国連番号が0508」を「国連番号が0508及び0509」に改める。

別表第１備考６(1)(ⅰ)Ｐ２０３の表を削り，同Ｐ２０１の表の次に次の１１表を加える。

Ｐ203

| 容　　器 | 定　　数 | 最大圧力 | 許容容量 |
|---|---|---|---|
| 超低温容器 | c | P | 1,000Ｌ |

注１　容器の欄に掲げる容器は、容器保安規則第２条の超低温容器をいう。

２　本表に掲げる容器のほか、ＩＭＤＧコード4.1.4.1の「Ｐ203」に適合する極低温容器を使用することができる。

３　表中「ｃ」は、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重に10分の９を乗じた得た値の逆数とする。

４　表中「Ｐ」は、当該容器の耐圧試験圧力の５分の３倍とする。

Ｐ205

ＩＭＤＧコード4.1.4.1の「Ｐ205」に適合するもの

別表第１備考６(1)(ⅰ)Ｐ４０２の表注２中「3184（容器等級がⅡのもの）、3185（容器等級がⅡのもの）、3148」を「3148、3184（容器等級がⅡのもの）、3185（容器等級がⅡのもの）」に，「及び3399（容器等級がⅠのもの）」を「、3399（容器等級がⅠのもの）及び3482」に改める。

別表第１備考６(1)(ⅰ)Ｐ６０１の表中「１Ｌ」を「１Ｌ（正味容量）」に改める。

別表第１備考６(1)(ⅰ)Ｐ６０２の表中「１Ｌ」を「１Ｌ（正味容量）」に，「50kg（総質量）」を「15kg（総質量）」に改める。

別表第１備考６(1)(ⅰ)Ｐ８０４の表中注１を次のように改める。

注１　内装容器にガラス製容器を使用する場合には、次の要件に適合しなければならない。

⑴　内装容器は、内容積の90％を超えて充てんしないこと。

⑵　内装容器の閉鎖装置は、運送中の衝撃又は振動による不具合又は緩みを防止できるものであること。

⑶　内装容器は、十分な量の吸収材及び緩衝材とともに金属製容器に入れ、かつ、外装容器に入れること。

別表第１備考６(1)(ⅰ)Ｐ９０１の表中「10kg」を「10kg（冷却用のドライアイスの質量を除く。）」に改め，注を次のように改める。

注１　キット内の危険物は、許容容量又は許容質量が250mL又は250ｇを超えない内装容器に収納し、かつ、キット内の他の物質から保護しなければならない。

２　ドライアイスを冷却剤として使用する場合には、容器は圧力の増加を防ぐために二酸化炭素ガスの放出を可能にするものでなければならない。

別表第１備考６(1)(ⅰ)Ｐ９０４の表を次のように改める。

Ｐ904

| 内装容器の種類 | 内装容器の許容容量又は許容質量 | 外装容器の種類 | 外装容器の許容容量又は許容質量 |
|---|---|---|---|
| Ｐ001又はＰ002に規定する容器 | | | |

次の要件に適合する容器[注1]

１　内装容器が次の⑴から⑶で構成されていること。

⑴　液体を収納する場合にあっては漏れ防止型、固体を収納する場合にあっては粉末不漏性の一次容器

⑵　耐水かつ気密の二次容器

⑶　液体を収納する場合にあっては、一次容器と二次容器の間に置かれる吸収材（ただし、一次容器の全内容物を吸収するのに十分な量であること。）

２　複数の脆弱な一次容器が単一の二次容器内に置かれる場合には、接触を防ぐために個々に包装され、又は分離されていること。

３　外装容器は、100㎜以上の外部寸法を有していること。